

## 予防・早期発見部会の設置について（案）

## 1 目的

がんは、早く発見するほど治癒率が上がり、良好な予後につながります。しかし、これまでも向上に努めてきたがん検診受診率は、依然として低い状況にあります。がん患者アンケートでも、早期発見は、がん対策の中で強化すべきものの第1位となっています。対象者に応じた対策など、より戦略的な視点も加えて、検診受診率の向上に取り組むことが重要です。

予防・早期発見部会では、今期計画で個別に設けた数値目標を達成するため、戦略的な普及啓発やより有効な検診方法等を検討し、また、県生活習慣病検診等管理指導協議会として、がん検診の実施に併せて精度管理及び事業評価を行い、現状のがん検診が正しく行われているか検証します。

## 2 審議事項

- ① 予防（たばこ対策、生活習慣病等の改善等）・早期発見に関する戦略的な普及啓発の検討
- ② 検診受診率の向上のためのより有効な対応策の検討
- ③ 精度管理の向上について対応策の検討

## 3 委員（案）

予防・早期発見の戦略的な普及啓発などを検討するため、検診団体、学識経験者、職能団体、市町村関係者を構成委員とする。

NO	審議会委員 専門委員の別	委員氏名	委員役職名	備考
1	審議	藤澤 武彦	ちば県民保健予防財団理事長	部会長・肺
2	専門	羽田 明	千葉大学大学院医学研究院教授	
3	専門	岡 進	千葉県医師会理事	
4	専門	阿左見 葉子	千葉県歯科医師会地域保健委員会委員長	
5	専門	林 學	ちば県民保健予防財団 名誉総合健診センター長	胃
6	専門	河西 十九三	〃 常務理事	子宮
7	専門	橋本 秀行	〃 診療部長	乳
8	専門	山口 和也	〃 診療科部長	大腸
9	専門	梅宮 敏文	千葉県臨床検査技師会長	
10	専門	千葉 政昭	千葉県診療放射線技師会長	
11	専門	石井 俊一	袖ヶ浦市市民健康部健康推進課長	
12	専門	池 礼子	長生村保健センター健康推進課長	

※ 事務局として、県健康福祉センター担当課長が参加する。

4 任期

2年以内とする（最初の任期は、委嘱日から平成26年7月31日までとする。）。

5 5年間の各年の審議内容

- ① 対象者に応じた、より効果的ながん予防（たばこ対策、生活習慣病等の改善等）の普及啓発を実施
- ② 「検診を活用した健康づくりモデル事業」の検証状況を踏まえ、より有効な検診方法等の確立（個別がんに対する特徴的な予防、早期発見等）
- ③ がん検診の受診率、がんの発見率、早期がんの割合等を集計・分析・検証を行い、市町村や精密検査の実施医療機関に対する評価を実施。  
がん検診チェックリスト等を活用し、がん検診の精度管理や事業評価を実施。

タイムスケジュール

年度	25	26	27 (中間報告)	28 (次年度計画に向けて)	29	
	① 予防・早期発見に関する戦略的な普及啓発の検討					
	「保健事業関係補足調査結果」をHPにて公表	検診受診率の向上のためのより有効な対応策の検討				
	②モデル事業について、進捗状況等報告（ちば県民保健予防財団事業）	↑			市町村や精密検査の実施医療機関に対する評価	
	③精度管理の向上について対応策の検討（全市町村チェックリスト活用する。）			がん検診の精度管理・事業評価を実施		
	実態をHP公表（※）・評価	実態調査・評価				

（※）・市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査結果  
・がん検診による精密検査結果評価

## 6 その他

### 生活習慣病検診等管理指導協議会（協議会）とは

厚生労働省の指針<sup>※</sup>では、都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会（以下協議会）及びその下部組織であるがん部会を設置し、医師会、保健所、学識経験者等によって専門的な見地から精度管理についての検討を行うことが求められています。

#### <厚労省の指針における協議会の位置づけ（概要）>

指 針	日 付	
健康診査管理指導等事業実施のための指針	H20年3月	都道府県は、がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、市町村、医療保険者及び検診機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、生活習慣病検診等管理指導協議会を設営・運営するものである。
		生活習慣病検診等管理指導協議会は、循環器疾患等部会、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会（中略）で構成する。
がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	H20年3月	生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会において、（中略）がん検診の評価、指導等が実施されていること。

※ 健康診査管理指導等事業実施のための指針（厚生労働省健康局総務課長通知、健総発第0331012号）

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局長通知、健発第0331058号）

#### 協議会に求められる活動と現状での問題点

がん検診の精度管理手法は、H15年に厚生労働省老健局に設置された「がん検診に関する検討会」やH19年以降の「がん検診事業の評価に関する委員会」で議論され、最終的にH20年の報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」で「事業評価のためのチェックリスト」のツールや「プロセス指標」の目標値が初めて提示されました。これらの状況を踏まえて、協議会には以下の活動が求められています。

- 管轄下の市区町村及びその委託先検診機関の精度管理水準（チェックリスト遵守状況、プロセス指標数値）を定期的に把握する。

- チェックリスト遵守状況やプロセス指標数値について、全国平均との乖離、市区町村間の乖離、検診機関間の乖離について検証を行う。
- 精度管理水準の低い市区町村や検診機関については、その原因を追究し、具体的な改善策を提示する。
- 市区町村や検診機関だけではなく住民に対しても検証結果を積極的に公開し、自らが受けるがん検診の質を判断できるようにする。

現状では精度管理のツールが効果的に用いられておらず、上記活動を十分に行っている協議会はほとんどありません。特に「事業評価のためのチェックリスト」は、各部会が使用することによって、市区町村や検診機関の検診実施体制や精度管理にどのような問題があるのかが浮かび上がってくるツールであるにもかかわらず、それを使用している協議会はごく少数にとどまっています。

(国立がん研究センター がん予防・検診研究センター 検診研究部 HP より抜粋)